

# 情報最前線

市役所への  
お問い合わせ先

- 西条市庁舎  
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所  
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所  
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所  
TEL0898-72-2111



## 40歳〜74歳の国保被保険者の方へ 特定健診を受診しましょう

特定健診は、メタボリックシンドロームの危険性がある方の、生活習慣の改善支援を目的に実施しています。

「今のからだの状態」を知ることが、脳梗塞や心筋梗塞等が自覚症状なく進行し、重症化することを未然に防ぐためにも非常に大切です。

まだ受診していない方は、指定医療機関で必ず受診してください。

■対象者 40歳〜74歳の国民健康保険加入者（年齢は平成24年3月31日現在）

■実施期間 2月29日(水)まで

### ■検査内容

問診、血圧測定、尿検査、身体計測、腹囲測定、血液検査、診察

### ■受診の際に必要なもの

○特定健診受診券  
※対象者には事前に交付しています。

○国民健康保険被保険者証

### ■申込方法

事前に指定医療機関へ予約してから受診してください。

※平成23年度に市が行った総合健診、国保の短期人間ドック、脳ドックを受診した方は、申し込めません。

### ■問合せ

○市庁舎本館国保医療課 国保係

TEL0897-52-1447

○各総合支所市民福祉課

市民保険係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

## 西条農業振興地域整備計画 全体見直しに係る公告縦覧

合併して初めての西条農業振興地域整備計画の全体見直しとなり、その計画案の公告縦覧を行います。

縦覧期間の翌日より15日間の異議申立期間があります。

### ■縦覧期間

1月10日(火)〜2月9日(木)

8時30分〜17時

### ■縦覧場所・問合せ

○市庁舎本館農業水産課 農政係

TEL0897-52-1216

○各総合支所農林水産課

農政係（東予）

農林水産係（丹原・小松）

## 1月の市税について

13日(金) 固定資産税第4期分、国民健康保険税第6期分の督促状の発送

31日(火) 市県民税第4期分、国民健康保険税第7期分の納期限

※督促状1通につき100円

の督促料をいただきます。

※口座振替をご利用の方は、

納期限日の残高にご注意ください。

## 第58回 文化財防火デー 1月26日(木)

昭和24年1月26日、法隆寺（奈良県）の金堂から出火し、1300年の歴史を持つ日本最古の壁画が焼損しました。

その後も貴重な文化財の火災が相次いで発生したことから、文化財を火災・震災等の災害から保護するとともに、国民の文化財愛護思想の普及高揚を図る目的で、昭和30年に1月26日が「文化財防火デー」と定められました。

貴重な文化財を火災から守るためには、文化財関係者の努力だけでなく、地域住民一人ひとりが文化財を災害から守るための日常の心配りを積み重ねて行くことが必要です。

永い歴史の中で先人が守ってきた貴重な文化財を、後世に受け継いでいくためにも、皆さまのご協力をお願いします。

## 平成24年2月1日から 住民票の写しなどに方書が 加わります

市民生活課や各総合支所市民福祉課で交付している住民票の写しなどの住所の欄に、マンションなどにお住まいの方は、マンション・アパート

名と部屋番号などの方書が加わります。これは近年マンションやアパートなどが増加していることにより、これまでの番地までの表示では住所が明らかにならない場合が出てきたためです。

### ■問合せ

市庁舎本館市民生活課

## 第3期分の労働保険料を 納付しましょう

1月31日(火)は、労働保険（労働保険・雇用保険）料の第3期分の納付期限です。

事業主の皆さまへは、納付書が届きますので、最寄りの金融機関で納付してください。

※納期限が近づいて納付書が届かない場合は、お問い合わせください。

### ■問合せ

愛媛労働局労働保険徴収室  
TEL089-935-5202

市民係

TEL0897-52-1211